

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 2月号

(通巻第58号)

関西労働者安全センター

1979.2.20 発行

大阪市大淀区本庄東3—10—11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742



- (全通特集) マル生粉碎闘争と労災職業病闘争 1~8
- 1月の新直記事から 8
- 前線から(ニュース) 9~16
- 健診部会より —— 忙しい中でも初心を忘れず 16
- 関西研究者交流会第13回例会 17
- タール等による皮膚障害とがんの労災認定基準について
- 特 夏) 聞いすすむ! 定期報告の 18~23
強要・差止め漸回闘争(その2)

(資料) 1979年「定期報告書」問題についての 22~23
交渉申し入れ

- 被災労働者の声 24~25
—— 被災労働者の立場を問い合わせ続けながら
- 1月分会計報告



労災由来の問題と 労使紛糾の歴史

史上空前とも言える「越年物だめ」郵政マル生新辟斗争は、郵便労働者一全通組会員のヨイにようこそ、現在新たな段階に入りしそうとしている。今春ヨリを前にして、全通が反マニ生ヨリ斗争をどう繼續し、發展させるかが、全ての労働者人民が注目するところである。今春ヨリご発した指令2号（スト中止）における「裏切り」を、今回の反マニ生ヨリによる真に乗り越えることができたのか否かの評価が、多く今後のヨイにかかるところである。

マル生新辟斗争の真只中の「やつた」「やつた」の罵声の中に、このヨイの生を見出せただから。

この無理難題である。編集部では、全通の反マニ生のヨイが、職場の中でどう具体的に展開され、その中で何が変わったのか、更には、郵便労働者のおかげでいる職場環境、労働条件等をやぐる中で、労災職業病斗争の現状を浮き彫りにして、試みた。もちろん、反マニ生ヨリ争いと労災職業病斗争を直接に関連づけることは強引であり、どちらかの都合に合わせた恣意的説明だ。労災職業病斗争は、それがのみが独立して存在するのではなく、労働者階級のヨイの全体の諸關係が反映したものである

郵政労使紛糾と労使紛糾について ——人間事務改と緊急の問題について

■ 郵政東北管区労働組合 古田一郎
年次総会せまつた 11月11日
田代田（午前1時半5分頃）
(毎年)

東陽分局の労働者は異様な悲鳴に、短い仮眠の夢を破られた。悲鳴は二階から三階にまじ響く大爆音であった。悲鳴の主は、年未就業の為の地方（福島県）からの集団雇用者の一人、木村

ニトヒイラ六二〇の人であった。

木村さんは、宿直勤務の夜間後
の作業中、郵袋搬送用のベルコン
に右腕をはさまれ、右腕のヒ
ジから手首にかけて複雑骨折す
るという重傷を負つたのである。
木村さんは、すぐに救急車によ
り東大病院に入院し、四時間に
及ぶ大手術を受けた。生命の危
険と右腕切断という最悪事態に
は幸いにして至らなかったので
ある。

事故の現場である東陽局では、
五三年一〇日の郵政合理化によ
つて生まれた全国初の郵袋輸送
車両局があり、合理化局である。
一〇日の開局以来、二ヶ月余の
間に二回の事故を含め、骨折が
二件発生し、救急車の出動が四
回もあつたといふ危険な状況
下で車両局である。当局は、どうい
う事故といえる。

事故発生後ただちに分会は、
「このような危険なベルコンを
使用しての作業は続行しない」と
と当局に通告し、当日の勤務者
(非常勤、学生アリバイも含
む)全員による緊急避難の行動
として、一切のベルコン作業を
拒否し、当局に早急な改善と反
省を求める行動に入った。同時
に上部機関にも連絡を取り、同
日の午前九時すぎから分局に本
局の地本・地区・支部の代表
として、地本、地区、支部の代表
による郵局長に対する追悼文を交
換を行うと共に、全通本部に対
しては、支局、分会の強固な取り組み
の前に立ちすくもなく、何とか
年末までのリカバリーと、局長を先
頭に連日の監視労働と採発をか
けこなしたが、分会の体制はゆる
がゆる、とうとう自らガブツの山
の処理に汗を流さざるを得なか
ったのである。

事業者は終日混乱し、当局もつい
にベルコンを使用しての作業
をあきらめざるを得ないところ
まで追い込まれるのである。

事故後、すみやか に二十日を廃止。

しかし既に、東陽分会の労働
者と学生、非常勤の大多数は二
月に届せず、ベルコンの安全が
確保されるまで就労しないと
いう緊急避難の行動を続行し、
業者は終日混乱し、当局もつい
にベルコンを使用しての作業
をあきらめざるを得ないところ
まで追い込まれるのである。

二二日午後より、分局かにて
て抗議集会を開き、「行動
を反対する生の斗いと結合させつ
つ全員が斗い抜くことを意志統
一した。以後、一日七日のタ方
まで、東陽分局の百台余のベル
コンは、大型固定ベルコンを除
き、組合員、非常勤者によつて
は一切使用されなかつた。当局
は支局、分会の強固な取り組み
の前に立ちすくもなく、何とか
年末までのリカバリーと、局長を先
頭に連日の監視労働と採発をか
けこなしたが、分会の体制はゆる
がゆる、とうとう自らガブツの山
の処理に汗を流さざるを得なか
ったのである。

鐵郵当局は、二二日の交渉に
おいて局長から「欠陥ベルコン
保守は徹底してサポートしていく
ことを」を言明し認めた。
であったこと」を言明し認めた。
にもかからず当局は、二二日
の日勤者全員に就労命令を出し、
強権的に業務運行を確保しよう

反日、ロバ ナシと日本へ

「このへんの安全問題を解決するには、まず工場の安全問題を解決する。」
この事故をきっかけとした職場の安全を求めるヨーロッパ、あるいは大規模な反対に生じた結果、我々としては、この事故とヨーロッパの大規模な反対とも連絡して、職場の安全についての再検討と非常勤や地方班の労働条件全体について、本工労働者として取り組みを放棄し、当局のやり得といった立場を黙認をしてきたことへの痛烈な反省をさせられた。

事故において木林ヤード、一月二十五日に起火し、現在も燃焼中である。親指を除いて指先の動きは、まだ不自由だそうだ。支部、分会は木林ヤードの入院中に、全分会の協力の下に御見舞カンパを取り組み、組合員、非常勤者、常勤者、多數から、二四万円弱の賛助金を木林ヤード贈るこどができた。当局はペルコンの欠陥と省は、戦後の混戦期を経て、今日

安全管理の不備は認めただらぬ相談してからしく話を左右にして一片へ誠意すら見せていい。」

支部、分会はこうよう右当局に林して恩恵をもつて抗議するに共に、一二月三〇日には鉄道局長、東陽分局长を、(1)危険防

止の不措置、(2)違法な時間外及び休日労働、(3)水管の劣化基署にて告発、申告をした。

ハニ生産の本質を理解せよ

■ 全日本農業支部

「郵政省と全農のヨーロッパに日本労働運動の歴史とともに見える」というように、そのヨーロッパを中心的に想、大きな全農労働者は自信をもつている。それが組織的動搖も生じることなく、事業にとって年々非協力化する。権利の全農は、権利の全農といふ。この斗争力を持った全農は、二の斗争力を持つた全農である大合理化を貫徹するためには、二の斗争力を持つた全農の破壊しかないとの判断の下、一九六二年から、出世など人事権を行使した差別攻撃により、全農の弱点を攻め、分裂攻撃を加えてきた。

ちやかさなくもつたこの事故で、自らの窮屈の克服と意識の変革、やうに、反対、反対に生じた職場の安全確保の三つをさらに大衆的に強化していくをされた。大衆的に強化していかなければいけないと思惑を固め、取り組みを強化してあることを報告する。

まで三人の組合員の死をもつて、この抗議をみてやらざるようだ。ところがまわづおりにりかまわぬ陰湿なものがあり、何度も反対して中央労使確認に対しても職場監制を使つて反古にしてきた。

「反動といわれて一人前にいはうスローガン」した現場監制の教育は、反全通をよし露頭に強化されながら最後まで三者協力の攻撃をはねかげ、一時中断となるたが、反マニヨン争議の資本主義社会が繰くかぎり、組織強化をはかり最後まで三者協力をめんね必要だからである。

たことである。形骸化されつつある公務員労働者のストより、物だめ斗争のほうが秩序をじちらざ握つているかの判断となる。管理者による監視労働の中で斗ラウトだから、一定の意識と決意。ナ物めんね必要だからである。

アリの問題解決の建設を!!

■ 全職場監制

職場の秩序を
我々のものにして
資本にとって、職場の秩序が労働者にどうれる事ほど恐しいことはない。どうなると、生産性向上も、合理化も進むやらがならないからである。

昨年暮から立ち入り全般的の反対に生じた職場にて、一定の労働者秩序を確立せられた。

職場秩序と 労災・職業病

アリの問題における秩序維持の下、いったがられた職場労働者は、重圧を感じ不満を毎日をおくつていた。しかし斗争中の多くは仲間がハリラツヒした気分で職場に出勤し、イキイキとした気分で職場での秩序をじちらの來たのである。

二の職場での秩序をじちらの側が握るのかへもぢろく資本主義の社会で労働者の側が100%の秩序を握るといふないが、そし、労災・職業病斗争の前進の一ひとつのあらわる点として重要

被後労働者の願いであり、全ての労働者の願いである。この時資本の被後労働者の切り捨てる阻止し、労後・職業病の絶滅に向こうには、まさに職場秩序を我々が握るしかないのである。もちろん、すべての職場秩序を握ること、資本主義体制では不可能であるが、労働者が田結をし、資本に立ち向つていくことが出来る体制をどう作るかということである。この体制はヨーロッパ以外に一步も前進しえない。

当時の反対を訴えたり
が、三一を強化して



しかし、今迄に生斗争は、それを逆転するチャンスである。ヨーロッパの成績を組織化しようとする機会にこそ、労後・職業病等職場に根をはったヨーロッパを提起する必要がある。このことが出来て初めて、反マニ生斗争の勝利的前進がある。当局は、反マニ生斗争で奪られた職場の秩序を取り戻そうと、次の攻撃を準備してきている。

また、最後につけ加えるならば、全通中央が出した、労資協調(中期路線)要求なども、当局が認めて何にもならない、

進に向か、斗争一人一人の活動家が、自分の職場に根ざしたヨーロッパ建設して、仲間を組織化することである。

郵政当局は山田まだ、中間管理者の育成、各種訓練、業務等を通り、労働者を分断し、職場の秩序をはづ握ってやめた。その結果が、郵政労働運動を後退させ、労後・職業病斗争を止らせたのである。

郵政省の合理化攻撃に対する歯

以下の文章は、投稿という形ではなく、「全通組員に聞く」ということご聞き取つたものと、編集部の責任でまとめたものである。

今後の課題

(原大) 河野(河野)

止め、(2)第二組合解体斗争、(3)
反対分子斗争といふ、現在向かれ
ているたゞう三つの基点の攻落
した、内容的には極めて不完全
な斗争であった。

斗争の保護はするが、第二組合員との關係での混亂たる一切周知しないとして事實上、二組解体斗争を放棄したことによる。(3)についでは、斗争の基本である「一人の労働者の権利を守る斗争」が出来なかつたことである。

ついては、毎年、年齢の推移の前後にアンケート調査をセツテいるが、これによれば毎年、年齢が、郵便労働者の身体をいいためつけるのが良くわかる。しかし、今年は反面に生ヨリ年を三歳下したので調査ではやつてない。今後、反面ヨリ年と健闘を守る計画を結合してゆく必要がある。

卷之三

虹場の戦いを終へ

なつてくろ。現場で理らうといふ合理化攻撃として、(1)輸送部門の合理化、(2)集中処理局(大版一括処理局)の計画があるが、現場の労働者はこれらについて全く知らされていない。(2)については、郵政省一般側の意図として、単なる労務政策の変更にとどまる一方で、組合丸がかえの労資協調、労資関係の安定という観点から第二組合首脳に対する、有効な斗争が組み合わされたこと。一方で、全連組合員が最も燃えるヨーであるが、本部の方針として「物ため」として組合の運営管理していく所が、運び出され、車両の運び出し、回の反対で生じた争の中でクロードマップされた記録では、近年のマンショントラック数の増加と、人員補充のサボタージュによる労働強化、合理化攻撃が、労災職業病の発生率に拍車をかけていることを強調しておきたい。主なものは交通事故があり、腰痛・ケンショウ炎熱・腰痛疾患・十二指腸潰瘍、

せるなど（實質的には一度駆逐と廢止され）ということをや
り出してやる。

一言えど、この現場の困難さを示しておくるとともに、今回、筆者、全国的方程式デラヘルの大きな実験思想について。

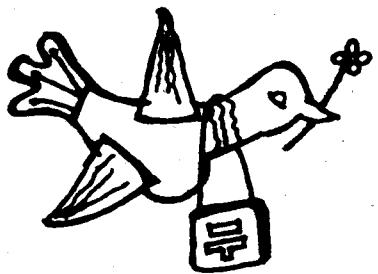
監場の音相候御へ
當方終り重難病に身

全羅東佳吉支部

認定して、局長は実際
に決定権を持つていいが、
過剰努力と認めるか否かの局長
の意見書や、新潟郵政局（上部
機関）での認定作業の際、決
定の方比重を持つていいのか
だ。

スマに生活争と労災職業病三題がからんでくるのだ、局長は
筆に結びつけて「お」というのが現状だ。廣場では、病気に対する
強くあり、職業病というのを「おもか病」という意識がなから
れねばならないため、被災者を前に立って、担当者が組みえ
る認定機関の問題点（通信病院の診断書が最高の権威をもつて
いるところ）について述べた。

は左側的に当局側が有利である
が、組合側の労働条件に対する
視点が過激であるといつては、
運動工体側にも克服すべき点が
多々ある。実際に被災者が出来
もし、職場の受け入れ体制が整つ
てないところのが現状である。
また、保護の基準に回つては、
労働者たる高血圧の人が多く、
これらも手帳を渡してあるだけであ
る。



に「いいんだ、めがしも
良い」とばかりにややち
く、むしろ多くの課題
を残したと言える。じ
たかく、今からが正念
場である。

一月の新聞記事集

前編

京滋

京滋被災労働者同盟
の発足に向け活動強化

● 京滋労災職業病交流会 ●

もう一つは、交流会に結集する個々人が、実践と学習を通して、災害・職業病の相談に

同盟 壓化 会社 ● 24日 労働省交渉には 3人の代表を派遣する
とができたし、市役の木一ムヘルペーの
はさん達の会合にも
この斗争を取り組み整いつつある。

んだ」ということで、招
待を受け、交流を深め
ることができた。

京滋労災の2つは、交流会に結集する個々人が、実践と学習を通して、労災・職業病の相談に応ずることができるよう努力していくことである。定例会に学習会の時間を設けて、労災の基本的な問題とが確認された。

一つは、被災労働者の権利を勝ち取るために、連帯していく

ニとてある、これは以前の労働対の反省も含め、現在準備段階にある京滋被災労働者同盟を正式に発足させていくことを正式に発足させていくことを一つの目標にしていくつもりである。

行していくために、事務局を被災労働者・一般労働者・医師・学生で構成し、体制を強化していくことが確認された。このことによつて徐々にではあるが一つの組織としての体制

2月4日に南大阪労働者診療所で、針灸師と職場で針灸習会をしていくるく達が集まり、懇談会を開きました。神奈川・京都・大阪で労災職業病の治療をす

二つ、ていいなかでの
問題点を出し合うかた
ちで話し合はすすみ
ました。

動にどうかわかるかといふことが話されました。又、職場で針学習会を4年5年と続けてきた人達の中からは、針をならうことによつて職場の人達が自分の身体は自分で守るという意識へと変化してきましたことや、針学習会に多くの仲間が集つてきましたことなどが話されました。

針灸師に対しては、多くの技術を大衆化すること、針灸師は医療技術者としてだけではなく広く運動にかけられてほしいなどといふ意見も出されました。更に被災者の人々から治療面での技術・方法について、治療される側からの疑問や不安な比較しての意見も出されました。

色々な意見や問題が出されました。が、私達が日常診療の中ではやからないことや知らないことが多いと思いまして。針灸師としてただ治療をしていくだけではなく、広く被災労働者の人達や職場で針学習をする人達と色々な

問題について話し合っていきたいと思います。これから多くの針灸師や針学習会を行なった。針灸師としてただ治療をしていくだけではなく、広く被災労働者の人達や職場で針学習をする人達と色々な

問題について話し合っていきたいと思いまます。(針灸師三浦記)

問題について話し合った。次に神戸診療所から出でなければならぬと思います。これから多くの針灸症の症例報告がなされ、労研の佐野先生からその剖検例の解説が行なわれた。これら

全国 2/4 オ2回港湾病研究会

金 國 の
香港で
見ゆ
る
事

去る2月4日、解放センターで第2回港湾病研究会が開かれた。岡山大学太田先生の司

の多さは勿論のこと、内臓疾患についても解析が進められつつあり、今後は取扱い荷物の調査や、国内外にしかいない女性港湾労働者の健康調査などを一層進められつつあることが報告された。

又、神奈川では、全港湾横浜支部を中心とした港湾診療所設立に向けた準備が着々と進められた。大阪労働者診療所からも取り組みが認められることが見事に立証された。同様のじん肺発生について、上組のじん肺健診結果についての報告が、南大阪労働者診療所からも取り組みが認められた。

最後に、今後の港湾病研究会の体制についての議論が行われ、自

主的な組織としての会員制や機関紙発行等についての討論がされた

が、時間切れのために、結論が出るに至らなかつた。

全国

オ2回世話人会開く

5/13 全国会議の大綱決める

2月3日夜から4日前にかけて、職業病認定問題に関する全国連絡会議の第2回世話人会議が大阪において開催された。会議にはワ人の世話人と広島労災職業病研究会など6名がオブザーバーとして足立氏をした。

① 5月13日の会議は一般的な斗争報告に重きを置くのではなく、職業病認定問題についての全体の動向と

午前にかけて、職業病認定問題に関する全国連絡会議の第2回世話人会議が大阪において開催された。会議にはワ人の世話人と広島労災職業病研究会など6名がオブザーバーとして足立氏をした。

(一) 化工クロム禍被害者の会の参加を確認した。その後、5月13日に予定されている全国連絡会議の集会のもと、ち方にについての討論が主要に行なわれ、大綱として以下の点が確認された。

1月29日、南大阪労働者診療所において、水俣病争を斗つてゐる熊大助教授原田医師を招いて交流会が行なわれました。

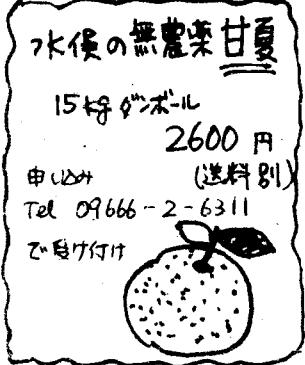
熊本-大阪

公害・労災・職業病の根源はいつしよ

水俣病は複々の有害物質による複合汚染で量も多いということになりました。植田マンガン分會の方々の診療もかね

ついての共存化をかちどころことを重視すること。
② 会議の分科会として、(i) 頸肩腕・腰痛問題、(ii) 有機溶剤・金属中毒・じん肺問題、(iii) 張筋病・騒音障害問題、と3つの部門を設定し、それぞれの分野での斗争の経験交流を広く行なう事。

の2点である。
員に付して、今後月1回のペースを原則として、「連絡会議通信」を発送していくこと。
併せて確認され、オ2回世話人会は大きな成果をおさめて閉会した。



で行なゆれました。原田医師は常に真剣で、被災者に不必要的不安を与えないよう最大限の注意を払ひながら診療され、ついねいにカルテをつくつておられました。

診察を終えた後の交流会でも様々な意見交換がなされ、公害である労災職業病であっても根源はいつしょりあり、斗う中での問題点も共通のものがありません。今後もお互いに交流を深め共に斗つていきました。今後もお互いに交換などを確認して散会しました。

おられました。

西宮

仮処分裁判全面勝利をバネに懲戒処分無効の本訴入

● 兵福 尚 砂子療育園支部

障害児の介護にたずさわる仕事をしていって腰痛・頭肩腕症の職業病になつた。ところが持つていった医師の休業診断書を「こんなもの認められるか。今まで通り勤け」と園側は

保障しろ」という余りにも当然すぎる3点であり、(前号ニコ一ス参照)

強要した。西宮市にある重症心身障害施設、浦中ナイスさんと西岡トキワさんは、こうして理事会の職業病者へ处分の裁決をおこし全面勝利した。内容は①医師の診断書通り休業を認め、②懲戒処分をするな、③毎月の給料をいである。

この外に9月と11月にそれまでの通り勤けといふ不当な業務命令に違反したといふことでは、2回にわたって出勤停止処分を受けている。だがその停職処分については仮処分で、は争うことができぬのである。そこで、年が明けた去る1月20日に本訴

代理人は腰痛協約の改悪を打ち出し、私連を申し立て、懲戒処分の無効を申請した。まことに、兵庫県社会福祉労働組合は無協約状態にさらされていて、理事会は腰痛協約の上に今、強い労働者である。

理事会は腰痛協約の上に今、強い労働者である。

さんは依然として休業を要するという厳しい診断を宣せられたまゝ、一体彼らの体が元のように戻るのはいつの日付のであろうか? 職業病を発生させた責任は理事会にあり、又治療させ、元の元気な身体に治るまで面倒をみられ以外に9月と11月にそれまでの通り勤けといふ不当な業務命令に違反したといふことでは、2回にわたって出勤停止処分を受けている。そこでは、理事会は腰痛協約の上に今、強い労働者である。

さんは依然として休業を要するという厳しい診断を宣せられたまゝ、一体彼らの体が元のように戻るのはいつの日付のであろうか? 職業病を発生させた責任は理事会にあり、又治療させ、元の元気な身体に治るまで面倒をみられ以外に9月と11月にそれまでの通り勤けといふことでは、2回にわたって出勤停止処分を受けている。そこでは、理事会は腰痛協約の上に今、強い労働者である。

(ニュース)

又、ボーナス支拂に對して「休業者としてふさわしくない行為があつた者には1ヶ月分のマイナス査定を行う」という様な攻撃をかけ

てき、兵福井には未だボーナスは支払われていない。しかし私達は兵糧攻めに会おうとも厳しい弾圧をくぐり抜け、一人一人がしつか

りと強い労働者になりたい、ていく決意です。全国の皆さんよろしく御支援をお願いします。

意見が出された時は言えないとかもしかないけれども、それぞれ適確な指摘がなされたと思

大阪 南

1/13・14

団結の力を全国へ

1月13・14日の両日

オ2回全国労働者討論集会が自己破産攻撃と斗う全金田中機械支部を主会場として開かれました。オ6・オワ合同分散会は、全体集会の翌日地元大阪をはじめとして宮城・東京・岐阜

山口等々全国各地から各戦線で斗っている労働者が300名余り参加した。そして、各戦線からこれまでの運動の報告と今後の問題提起がなされた。

その中で共通して言えるのは、オ1に各単一の組織のみの斗いから地域ぐるみの共斗体制を築き、横の結合を強めよう(即ち全金港合同の全国化)、オ2に民同路線を許さず、今こそ労組の真の強化を図り、労働者同士の团结を深めよう、オ3に労働者の主体性を確立しようという二点だ

会場は最後まで真剣な発言が続き、労働者が階級の力強さを改めて認識した。



1月22日、全港湾大

阪支部大阪港いかだ分

会は、元組合員である

故寺岡一介の心筋硬

塞死へ出勤途

上)について、

阿倍野労基署

に労災申請を行った。

既報のよう

に組合では

昨年末にこの

問題について

の学習会を開

催し、労災を開

主張する根拠

として、いかに

作業の危険

性・寒暖等の

厳しい作業環

境・雇用不安・会社の

健康管理の手落ちなど

の諸点について確認し

たが、これらの点につ

る。

故寺岡底の心筋硬塞死で労災申立て

●全港湾大阪支部大阪港花分会

いでは、安全セニタ
及び全港湾大阪支部の
共同意見書としてまと
められ、申請と併せて
提出された。

はこれから厳

寒を迎えていび
しい作業にな
る。分

員は、心筋硬

塞といふ労

災として今ま

で余り認めら

れていない問

題にとり組ん

でいくにあた

り、現場の実

地調査で、役

人にその厳し

度をたたきこむ、とい

う方向を示すと

ともに、

大いに気勢が上
っている。

東大阪

●T工業 山下氏 ●

脳血栓認定交渉

その痕跡 (2) 9月から

始まつた能率改善運動

による労働強化の2

点を労災としての根拠

として主張し続けてき

た。当初労基署は、極

端な重労働なり、暑熱

職場での労働でない限

り認定は困難との見解

を示していたが、交渉

を重ねる中で徐々に被

害者・家族の立場につ

いての理解を示すよう

になり、2月2日の交

渉では、現行認定基準

の弾力的運用などの点

について約束し、労災

認定までもう一步の段

階へと煮つまってきて

うな作業場での労働と

いる。

吹田

特別健診 第2回 計画

現状の弱みを克服して

●全国一般労働者協同組合労働者部

私達は、労組員・非組・専従・パート労働者合わせて約200名の特別健診第1次アンケート調査を、昨年8月・9月にやりきりました。このアンケート診断は、大量健診の場合に、労災・職業病の心配のはい者や、要診察者を振り切るといふことで行ないました。従つて、内容も幅を広げ、中身のあるものとして行ない、松浦診療所に結集する多くの医学生や活動家の協力を得ることができました。

私達の職場は、食堂部をはじめとして約2

00名の生協労働者になり成り立っていますが、その大半は40代50代の年令層の婦人労働者であり、従来から腕・肩・腰・脚の痛みを訴えていました。

労働組合は結成当初より取り組みを始め、被災者の救済にとり組む中で、労働組合はこの訴えを放置しておく中で、労働者の健康は労働者が自分で管理するものであることが、労働者の診療所を私達の手で強化し、今後の第2次本診の結果を1ヶ月以内に出すこと、その結果を軸にして、更なる労災斗争の強化に向けて、頑張ります。

さて、この文書が出る頃には、130名の労働者の診療所を私達の手で強化し、今後の第2次本診の結果を1ヶ月以内に出すこと、その結果を軸にして、更なる労災斗争の強化に向けて、頑張ります。

これらのこと、更なる運動の強化・発展の引きがねになること

に出されましたが、それが結果が出るまでの時間が長すぎるという問題が出てきました。私達はこの問題を、診療する側・される側の問題としてとらえるのではなく、労災斗争の取り組みの弱さとしてとらえ、何度も、対生協・対診療所及び、執事部内部で前向きに討論を重ね、一つには、全ての被災労働者にかけられた全ゆる攻撃に対しては、共に斗

争します。職場で被災した限りは職場で治す、といふ原則的立場を守つて、全ての被災労働者にかけられた全ゆる攻撃に対しては、共に斗うということを明らかにしておきたいと思

ひしよう。

二建診部たより

忙しい中でも

初心を忘れず…

健診部は現在、関大生協の第2次健診、全港湾建設支部太平ビルサ、ビス分会・大扇運輸・地域合同労組佐野安下請労働者支部・全港湾建設支部名村分会・相運・木材市場の労働者・全通大阪西支部等々の健診や下準備にいそがしく活動しています。ありがたいことですが、次々と健診の要請が舞いこみ、こんで二舞いつですが増えてきていますし、精力的に活動してくっていますので大助かりです。

部の組合員である佐々木氏は1月下旬、作業中に突然右肘が痛くなったり作業が続けられなくなるという事態にみまめられた。組合は病院まで同行するとともに、病院に労災としての手続きをさせ、

● 金オ一エム工業支部 ●
示したもの、組合に認定・石原氏の右手に対する有力な反論があり、さす・阿倍野労基署へ

このまで、故和田氏の脳卒中労災傷後遺症の再発認定といふも会社の妨害を

はぬのけて勝ち取ってきた実績を重ねており、これが今回の場合には、会社もこれまでのよう

勞災申請(休業)を行なうと同時に、佐々木氏の待遇を公休扱いとする暫定措置をとるに至った。支部では、このまで、この半ばは措置をとれず、途半ばになると、は労災扱いでしといふ一步

原因は不明であるが、明らかになるまでは労災扱いでしといふ一步譲歩した対応となつて現われてきたものと思われる。

南大阪

右肘被災

新規の疾患のことも

会社に対するそれを認めよう要求した。なうと同時に、佐々木氏の待遇を公休扱いとする暫定措置をとるに至った。支部では、このまで、この半ばは措置をとれず、途半ばになると、は労災扱いでしといふ一步

原因は不明であるが、明らかになるまでは労災扱いでしといふ一步譲歩した対応となつて現われてきたものと思われる。

研究者会議をめぐる回創企

ターナー講演会

皮膚障害とがんについて

去る1月27日(土)に「ターナー・バクロー状況が証明されないと

ル等による皮膚障害とがんの労災認定基準についてをテーマに交流会を行ないました。昭和電極でターナーなどの労災職業病斗争に取り組んでいた労働組合の井上氏の参加を得て、労災認定を巡る内題点が具体的に指摘され、活発な討論が進みました。

とか、同じ職場での発生が少ないなどの理由で、認定をしづらなど、問題が多い現状である。また、がんの認定については、特に労働行政が様々な条件をつけており、胃・食道・肝臓などのがんはほとんど対象にされず、肺がんでも、胃肉腫の併発を理由に認定されないなど、大きな問題である。

現行の認定基準について

皮膚障害とがんは別の認定基準で扱われてはいるが、発生職場として極めて限られた職場しか例示しておらず、取り扱い作業を網羅していない点は大きな問題である。また昭和電極の申請例の場合でも、発病当時のひど

人肺や皮膚障害を含む認定や裁判斗争が進められつつある。

現在労働省は、ターナー等による障害についても専門家会議で認定要件の検討を始めているが、現行より一層、制限的なものになると考えられる。

次回の案内

- とき 3月3日(土)
午後4時
- ところ 松浦診療所
Tel. 06-574-8010
- テーマ 「有機溶着
中毒」について

研究者会議でも、労災認定など関係職場で作つてある職業病対策会議などとも協力しながら、職業病認定問題に関する全国連絡会議とも連携して、この内題に取り組んでいこうとの議論がされました。

二十すすむ！

定期報告の 摘要・差止め撤回斗争

ワケ月を超える休業補償差止め攻撃にもかかめらず、東京を中心とした被災者の斗いが堅持され、明年定期報告問題への斗いが全国的に広がる中で、労働省の強硬政策は大きく行き詰つてゐる。1月23日労働省交渉。

2月8日労災保険審議会での労働側委員の厳しい追及、等々と差止めの法的根拠にすら自信を失い、社会的にも追いこまれた労働省を我々は今後徹底的に押し込み、その勝利を不動のものにしていかねばならぬ。

1・23 労働省交渉

追いつめられた労働省

▼差止め処分粉碎対策会議▲

1月23日、全石油ス労・労災時差止め処分が不当・違法なものと認められ、即刻撤回するよう求められた。対策会議からは約50人のセンター・関西労働者安全センターなどを作つていろ、「差止め労働者・被災者が参加し、開函

からは、京滋労職交流会・大阪府被災労働者同盟・全港湾大阪港支部・植田マンカン分会・関西労働者安全センターから17名が参加した。当局側は藤村労災管理課長補佐・近藤補償課長補佐などが出席して対応にあたった。

対策会議の「労働省が差止め処分の根拠としている労災法12条の7及び47条の3について、第63国会における立法趣旨から明らかに差止めの根拠法となり得ず、違法な適用である」という主張に対しては、「差止めに適用してはならない」という規定を「いか別に構わない」というような子供だましの答弁をするのみで、明確な答弁を避けた。また、「明らかに年金に該当しない被災者にも定期報告を強要するのには不当である」という追及に対しても、「定期報告には年金ふるいわけの他に、一般的には症状把握という目的、つまり2つの目的があり、後者が判らない以上差止めは正当」と強弁

処分粉碎対策会議は労働省ヒの交渉を行ひ、ワケ月にめたつて続けられていい

した。これに対しても対策会議は大阪労基局における措置、つまり「今後の療養見通し・治療の可否については、不詳でもよい」という定期報告の目的はもっぱら年金ふるいめけであるとする措置と、労働省とのくい達りをついて説明を求めた。当局側はこの事実に驚き、「本省としては大阪局の措置については遺憾である。調査して善処する」とあわてて答弁できず、だんだんまとりを決めこんだのである。

「調査があれり、労働省の正式見解を出すまでは新たな处分については凍結せよ」とのあたり前の要求についても一切答弁しまいかま交渉は午後にもつれこんだ。夕方になって「原補償課長の出席でこの場の解決をはかりた」との当局の提案が出されたので対策会議はこれを受け入れ、交渉は一時中断した。しかし、当局側はその後一切答弁を認められず、6時頃になつて7時段階で交渉は打ち切られた。

したとの通告を行つてきた。交渉を求める被災者に對し、これも口頭で綿め出すとともに、「退去命令」を連発し、午後8時前になつて機動隊を導入して実力排除を行なうという暴挙に出たのである。これらの事態は、労働省が自

たとの通告を行つてきた。交渉を求める被災者に對し、これも口頭で綿め出すとともに、「退去命令」を連発し、午後8時前になつて機動隊を導入して実力排除を行なうという暴挙に出たのである。これらの事態は、労働省が自ら行なつたことを明確に示すという方法でしか解決能力を示しておらず、労働省の差止め・定期報告強要の理屈的な根柢は完全に破壊したと考えてよいだろう。

定期報告問題で

京阪神の主要団体、共同歩調

① 1月13日、79年定期報告書については当面の間全面拒否し、労働省側の矛盾を

拡大し、現在行なわれている差止め撤回と、新たな差止め

を許さない斗いと最大限の共同歩合で行つていくこと。

② 各団体の統一した見解として、30日と継続して行かれるとともに共同行動についての講論を深めてきた。1月30日には交流会

基局へ提出する。

対策会議参加団体に所属するの仮称として、79年定期報告書の共同申入書へ後に全文掲載を作成し、各々が関係労組組織が確認にそつて努力するこになると思われる。

1月13日、79年定期報告対象者をかかえる京阪神の主な団体が、79年定期報告についての情勢と対応について意見を交流したが、この交流会は1月18日。30日と継続して行かれるとともに共同行動についての講論を深めてきた。1月30日には交流会

対策会議参加団体に所属する対象被災者は20名にのぼり、これら団体の共同歩調は大きな力

通院中の 「99年定期報告対象者 に「共同歩調」呼びかけ

▼南大阪労働者診療所▲

1月27日、南大阪労働者診療所

所は、同診療所に通院している
99年定期報告対象の労災被災者
約40人に對して説明会を行なった。
診療所は既に「対策会議」に
参加しており、基本方針として
99年定期報告については当分の
間協力しないことを決めている。
そこでその日は、診療所の方針
に協力することを求めて用かれた
ものである。

説明会で松浦医師は「定期報
告書問題は今や単なる個別被災
者の利害をこえて、労働省の今
後の政策遂行に直接かかわるもの
として極めて政治問題化して
いる。全ての被災者が真剣に斗
う必要がある」と述べたあと

「診療所としては対策会議の方
針に沿ってやっていきたい。失
敗には責任がもてない」と労働者
診療所としての強い姿勢を示し
た。

2・ワ 京都・滋賀 「対策会議」の 共同文書を提出

これらの一連の提出に続い
て、全港湾大阪港支局などから
追加提出が續いており、兵庫局
へも提出が予定されている。2
月中旬～3月にかけて、自信を
失いかけている労働省、各労基
局を大きくゆさぶる斗いが盛り
あがっていくと思われる。

2月7日、「99年定期報告書
対策会議」で1月30日に確認し
た共同文書（交渉申入書）を、

京都・滋賀・大阪の各労基局へ
関係団体がそれぞれに提出した。
大阪労基局へは午前10時に、
全港湾関西地本・同建設支部、
地域合同労組佐野安下請労働者
支部・全国一般労大生協支部、
南大阪労働者診療所運営委・関
西労働者安全センター・大阪府

同日、（2月ワ日現在）未だ
定期報告書の送付を行っていない
京都労基局・滋賀労基局に対
しても、京滋労災職業病交流会
などの団体から同様の申入書を
提出した。

広島でも 定期報告問題で 学習会

▼広島労災職業病研究会▲
2月14日、広島労災職業病研

究会の主催で定期報告書問題についての学習会が行われ、関西からは安全センター常任事務局が参加し、討論に加わった。広島においてはまだ運動の歴史が浅いこともあり、79年定期報告書の対象者の把握数は非

常に少いが、労働省の被災者に対する政策の本質を見極め、全国の仲間と共に斗いに連帯していこうとする意気は盛んである。79年定期報告斗争は徐々にではあるが広がってきている。

2・8 労災保険審議会

青ざめる労働省

1. 23 第3回労働省交渉を200人の機動隊導入でぶち壊された労働省は、いよいよ追いついた。一部キャリア組の官僚が「法的には問題ない」と居直っているものの、不法・不当な差し止め処分撤回は時間の問題となってきた。

2. 8 労災保険審議会は午後3時から開かれたが予定時間を越えて、約1時間、差止め問題で違反した。この中で労働省が

「届さえ出してもらえばいい」と発言したからだまらない。全金副委員長の中里升が「詰合いで拒否したままで内題が解決す

るはずがない。我々へ審議会委員一と含めた交渉を設定せよ」と糾弾。この日は会議後に給評との抗衝が予定されており、十分追及できなかつたものの労働省の面々は青ざめていたようだ。

「8ヶ月も差し止め生活をどう考えていろんなんだ」との追及にはダシヨリ。

国会でも追及の予定

水田氏が労働省へ解決を申入

一方、国会での追及は、機動隊導入内題は上田卓三氏(社)が予算委員会で、差し止め問題は水田稔升(社)など4氏が取組むことで準備が進んでいる。2月9日には水田升から一時休戦してでも生活問題は解決

で開かれた折衝には、事前に政策会議代表も加えろ」と申入れたらしい。ところが、「総評としか見えない」として、暗に総評の仲介での問題解決を匂わせてきた。

したらどうか」との申入れに、
原補償課長は反論せず、「もち
帰つて検討したい」と答えてい
る。

2/1 総評臨時大会で 取組を確認

2・8労災審に先立つ2・1
総評臨時大会では、全港湾労組
の小野原副委員長が差し止め向
題に言及。富塙事務局長は「法
的な問題と被災者の生活問題を
一応切り離して生活問題を」
解決するよう労働省と話して取
組むことを明らかにした。
こうした一連の取組みの中で、
2月15日には、自治労本部から
労働省への抗議署名が寄せられ、
近いうちには國労本部などの中
央単産からも我々の斗争への支
援が予定されている。

1979年「定期報告書」問題 についての交渉申入状

○○労働基準局

局長 ××△△殿

一九七九年 日 日

まことに、我々も1979年
定期報告書の提出を保留せざ
るを得ない旨をここに表明して
おきたいと存ります。

第一に、現在、1978年

1977年5月の労災保険法
改悪、傷病補償年金の新設に伴
い、長期療養者に対する「届書
及び「定期報告書」の提出が義務
付けられました。そして、今
年1月には、第2回目の「定期
報告書」が送付されてきていま
す。しかし、この「定期報告書」
の問題について、我々は多くの
点について疑問を感じてきてお
り、貴労基局が以下の諸点につ
いて、十分に納得しうる説明を
されることを要請するところに、
遂に、その説明が行なわれない
ままでは、我々も1979年

定期報告書の提出を保留せざ
るを得ない旨をここに表明して
おきたいと存ります。

第二に、定期報告書の提出を拒否して
いる被災者に対して、労働省は
昨年7月1日より今日に至るま
で、休業補償の一時差止めとい
う強硬措置を続けていることで
あります。この措置は被災者の
生きる権利を奪うという意味で
道義的にも許されべきでない
ことはもちろん、労働省が差止
命令の法的根拠としている労災保
険法12条のワ・同47条の3の趣
旨からも不当・不法な措置だと
考えます。12条のワ・1822条の
2の新設、及び47条の3の一
部追加が行なわれた昭和45年の
第63回特別国会における、この
ら新条文の「趣旨」としては、
明らかに年金受給者を対象とす

るものになつていたと記憶しているからです。そして、47条の3には全く制裁的意味はないにものかからず、今回の差止めはその様相が大いにあるという点であります。

第2には、「定期報告書」の「目的」についての疑問であります。労働省の当初の説明では、もっぱら「年金ふるいわけ」を目的としていたと思われるにもかかわらず、第7回国会において労働大臣答弁、1977年3月の192号基本通達などでも、明らかに年金の対象でない被災者に対する「定期報告書」の強要が行なめられていることになります。これは、労災保険審議会で確認されている「必要最少限度の手続き」という項目に相反すると、とに、一般的な症状把握という目的が併せてあるとしても、休業せず療養のみを続ける被災者には、「報告書」の提出を求めていなければ法的にも矛盾が大きすぎると思われます。

第3には、差止めという不利处分が行なわれるに当つて、その前提条件である全国有一性が確保されていないという点であります。「届書」を提出したから、「定期報告書」は不要という措置があるかと思えば、一部には全く提出を求めていいなだけ一スさえあると聞いています。これら前提条件へ機会均等の不備にもかからず、差止めだけを全国一斉に行なうというのには、やはり大きな矛盾といゆざるをえません。

以上3点につき、卒直に疑問を提出したわけですが、貴労基局がこれらの点について明快な説明をされることをここに希望いたします。我々は、「届書」と同様、この「定期報告書」については、あくまで「年金ふるいわけ」の目的にのみ使用されたいのです。提出のない場合、記載不十分な場合には別途手段で症状把握を行なうこと」という見

解を破り、差止めまでして提出を強要する真の意図が全く解らない状態にあり、このままでは提出たくても提出できない状況にあります。「提出すれば何とか不利益になるのではなか」という被災者の不安な気持ちを解消させるためにも、貴労基局が先の3点について納得のいく説明をされるとともに、これら3点を含めて、1979年「定期報告書」をめぐる問題点について、我々との間で交渉の場を設定されることをここに要請します。



以上

被災労働者の声

被災労働者の立場を問う続けたが、

私は被災し、今日まで療養を続ける中でいろいろ経験することによって考えさせられました。

被災して3ヶ月間、労災認定がおりず、ほととらく認められ、こんなことがあっていいのかと思いましたが、

南大阪労働者診療所に通うようになつて多くの人が同じようになつていることを知り驚きました。私は被災労働者同盟の一員となり、労災認定がおりず、治療もできず、生活にも困っている方と、出口会長をはじめとする同盟員と共に方々の労働基準監督署を回り始め、行政の怠慢さ、資本の悪さを認識すると同時に、同じ被災者の中でも2通りの考え方があることを知りました。

一つは病人らしく説です。

これは、自分の認定は運動の力を借り斗いとしたものなのに、認定後は組織とのつか参加しない者——つまり、病人らしくしていいないと監督署や会社からにらまされ、あげ足をとられて治る前に労災補償が打ち切られるとから逆にくばい、しかし権利の上にあぐらもかきたい、という考え方。

もう一方は、自分自身の認定も斗争のたまものだから身体の許す限り共に斗うという積極的な考え方です。

前者の考えが南大阪労働者診療所・関西労働者安全センター・被災労働者同盟の立場をとるが、港区の労働運動の足をひとつ止めているということはま

ちがいなく、そういう者にかぎつて社会復帰を真剣にとらえていないことがわかれました。

そういう人達を批判しながら斗い続けている中で、局長通達945号へ同盟と交渉するな。抗議にくれば警察を呼べ。——というものが出て、斗争をより強固なものにするため必然的に内部を引き締めていこうと、病人らしく説をとなえる者は除名になりました。ス、945号通達の出る原因というのがでっち上げもほなほだしいことを知り、行政に対する不信は敵意に変わり、益々斗う意欲がぬいてきました。

更に、全金田中機械支部にかけられた自己破産攻撃と、斗う支部の労働者と、支援活動・集会で接触する二とで、資本と権力が港区の労働運動をつぶそうとしていることを感じ、同盟にか

けられた攻撃もその一部だと知り、絶対に負けられないと考え出しました。

不当な定期報告書の強要により140名の同志が7ヶ月間にわたって休業補償を差し止められていることも知り、945号とあわせて労働省抗議に参加するに決めて身体に腫うち東京に行きましたが、200名の運動隊に排除され、言い現めしようのない怒りを覚えました。大阪に帰つてから敵権力の正体を多くの労働者に訴えると同時に自分の心に刻み込み、この怒りを斗争原動力にしようと考へ医師に相談してヨンを組み入れていきました。ス、療養の面でも医師にまかせきりではなく、自分で一日も早くよくなる方法をと考へ医師に相談してヨンを組み入れています。今私に必要な事は、運動に力をいっぺんぶつかりにくことと思ひます。

1月分会計報告

収入

会費	159800
機関誌	48880
カンパ	225514
資料	806
計	435000

1月分收支 -236359

12月からの
くりこし 1180260

2月への
くりこし 943901

支出

事務費	81852	①
機関誌	46500	②
活動費	181472	③
郵送費	21535	④
パンフ	100000	⑤
人件費	240000	⑥ +
計	671359	

(註)

① 12月分ガス、1月分電気・新聞代
原稿用新印刷代 タイプ機械月賦
(¥60000)

② 55号印刷代

③ 東京出張(2人)、資料購入費
12月分Tel、11月分社保料
活動交通費・ガソリン代、通勤交通費

④ 切手(機関誌発送・事務連絡)
振替手数料

⑤ 全国連絡会議パンフレット代 立て替之分
(紙費 220000)

⑥ 1月分人件費 (アルバイト料を含む4人分)



三四〇三〇九一

第三種郵便物認可

「週刊骨董鑑賞」

（月刊）「骨董の世界」

三四〇四〇九一

（月刊）「古事記」

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28